



# 団体の「困った！」に 専門家を派遣します

## 年間最大2回

## ご活用いただけるようになりました！

これまで、2回目の専門家派遣（ご相談）を活用されてから3年経過以降でなければ、再び同制度をご活用いただけませんでした。この度、年間（センターの事業年度：4月～翌年3月）最大2回ご活用いただけるよう制度を改正しました（3年を待たずに毎年最大2回までご活用可能です）。

センター登録の専門家が「困った！」の解決をお手伝いします。

### 【令和4年度の相談事例】

- 就業規則の見直しをしたい
- ホームページを開設したい時、何から手をつければいいのか？
- 任意団体の収益事業に掛かる税金について聞きたい
- 雇用する場合の社会保険関係について教えて欲しい など

お問い合わせ〉公益財団法人とっとり県民活動活性化センター 担当：世瀬、寺坂  
〒682-0023 鳥取県倉吉市山根557番地1パープルタウン2階  
TEL 0858-24-6460 FAX 0858-24-6470  
E-mail info@tottori-katsu.net